

地 域 指 定 年 度	昭和 45 年度
計 画 策 定 年 度	昭和 47 年度
	昭和 51 年度
	昭和 60 年度
計 画 見 直 し 年 度	平成 7 年度
	平成 17 年度
	平成 22 年度
	令 和 元 年 度

東浦農業振興地域整備計画書

【概要版】

令和 2 年 3 月

知多郡東浦町

目 次

ページ

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
〔土地利用の構想〕	1
〔農用地区域の設定方針〕	2
〔農用地等利用の方針〕	2
第2 農業生産基盤の整備開発計画	3
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	3
第3 農用地等の保全計画	3
1 農用地等の保全の方向	3
2 農用地等保全整備計画	3
3 農用地等の保全のための活動	4
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	4
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	4
〔効率的かつ安定的な農業経営の目標〕	4
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	5
第5 農業近代化施設の整備計画	5
1 農業近代化施設の整備の方向	5
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	5
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	5
2 農業を担うべき者のための支援の活動	6
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	6
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	6
第8 生活環境施設の整備計画	6
1 生活環境施設の整備の目標	6

第1 農用利用計画

1 土地利用区分の方向

〔土地利用の構想〕

東浦町（以下「本町」という。）は、名古屋大都市圏に位置し、日本有数の製造業の集積地である西三河地域にも接しており、この恵まれた立地を活かし、町内雇用の充実を図るための企業誘致による産業振興に努めている。人口の減少社会の中、生活に必要なまちの機能はコンパクトに集約しつつ、今後の土地利用計画を通じてまちの活気を高め、人口減少に比例して経済活動が縮小しないよう、産業振興や経済活動の活性化に効果的な土地利用を行い、まちの活気を高める持続可能なまちづくりを推進する。

【主な構想】

- (1) 第6次東浦町総合計画の土地利用構想における森岡地区及び緒川新田地区の新市街地系のエリアでは土地区画整理事業等の構想
- (2) 大府市から本町森岡地区にかけて「あいち健康の森」があり、その周辺をウエルネスバレー構想と称し、健康、医療、福祉に関する一大拠点化する構想
- (3) J R 武豊線東浦駅東側において東浦駅周辺整備計画（仮称）（観光交流施設等）の構想

農業振興地域における主要用途別の土地利用の現況及び将来目標

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成31年)	1,110	50.6	13	0.6	179 (0)	8.2 (0)	232	10.6	—	—	657	30.0	2,191	100
目標 (令和11年)	1,054	48.9	13	0.6	179 (0)	8.3 (0)	237	11.0	—	—	674	31.2	2,157	100
増減	△56		0		0		5		—		17		△34	

(注) () 内は、混牧林地面積である。工場用地は、その他に含む。

現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（平成31年3月現在）

目標の数値は、市街化区域編入34ha、開発構想12ha、個別案件10ha（年1haと想定）の計56haの減少とした。

[農用地区域の設定方針]

本地域内にある現況農用地 1,110ha のうち、農用地約 972 ha について、農用地区域を設定する。

なお、農用地区域外に見られる大規模な地区（10 ha 以上）については、土地所有者等に対する農業振興地域制度の啓発に努めながら編入に努める。

[農用地等利用の方針]

本地域の農用地等は、中央部の緩やかな丘陵地にある畑・樹園地とその周辺及び東部の平坦地にある水田と地域内に散在する畜舎からなっている。

畑や樹園地については、たまねぎ、キャベツ、いちごなどの野菜や町の特産であるぶどうなど収益性の高い集約型の農業経営を展開しうる基盤として今後ともその有効利用と保全を図る。

水田については、計画的な需給調整のもとで、高品質な米を低成本で生産することが求められていることから、担い手への利用の集積を図り、高性能農業機械を活用した効率的な利用を促進する。

(用途区分・地区別面積)

単位 : ha

区分 地区名	農 地	採草放牧地	混牧林地	農 業 用 施設用地	計
A. 森 岡	141	—	—	1	142
B. 緒 川	344	—	—	7	351
C. 緒川新田	83	—	—	2	85
D. 石 浜	238	—	—	2	240
E. 生 路	129	—	—	1	130
F. 藤 江	130	—	—	0	130
計	1,065	—	—	13	1,078

(注) 数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（平成 31 年 3 月現在）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は、名古屋都市圏から 30 km圏内にあり、従来から稲作を主体として農業生産を開拓してきたが、都市近郊の立地条件を活かして昭和 40 年代以降は、果樹、施設園芸、畜産の導入を図り発展してきた。農業振興地域内の農用地 1,110 ha のうち 883 ha が整備済であり、東部水田地帯はほとんど整備されている。今後は、既に整備が完了した地区においても、用排水施設や農道舗装等整備された施設の老朽化に対応して改修整備等の事業を実施して、生産基盤の維持保全に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手の高齢化や離農により、荒廃農地が増加することが懸念されることから、東浦町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知県知多農林水産事務所農政課（以下「農政課」という。）、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に関する情報の一元的把握の下両者を適切に結びつけて担い手に農地が利用集積されるよう努める。また、治水・災害防止を見据えた耐震対策などの事業を実施し、農用地等の生産力の向上を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積 (ha)	対図番号	備考
用排水施設等整備事業（鍋屋新田）	耐震対策 1式	F. 藤江	85	1	令和元年度～令和4年度
調査計画事業	排水機場 1か所	—	—	2	令和2年度
調査計画事業	耐震対策 1式	C. 緒川新田 D. 石浜	11	3	令和2年度～令和7年度
用排水施設等整備事業	耐震対策 1式	B. 緒川	50	4	令和2年度～令和7年度
防災ダム整備事業	ため池整備 1式	F. 藤江	6	5	令和4年度～令和7年度
海岸保全施設整備事業	耐震対策 1式	E. 生路 F. 藤江	181	6	令和4年度～令和10年度

3 農用地等の保全のための活動

【主な施策】

- ① 農業委員会や農業協同組合と連携し、地域とともに農地の保全の啓発や農地バンク制度の充実を図る。
- ② 規模拡大や経営改善、法人化を支援する。
- ③ 農業委員などとの協力による農地保全と集積・集約化や新規就農者への支援を行う。
- ④ 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する活動を実施する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

〔効率的かつ安定的な農業経営の目標〕

都市化及び農業者の高齢化が進み離農及び兼業農家が増加する中で、農業生産の維持、拡大を図るために、農地の効率的な利用、各農家の生産意欲の向上が不可欠であり、農業経営者のリーダーである担い手の役割は重要である。そこで担い手の育成を図りつつ、機械導入、労働力の省力化を目標において農業経営の確立もめざす。また、本町における主要な作目、栽培技術水準、経営規模、農地の流動化及び農業後継者の育成・確保の進行具合等を考慮し、本町の実情にあった経営目標を次のとおり設定する。

年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	
基幹経営体 概ね 800 万円	
1 基幹経営体とは、経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる農業経営体。 2 基幹経営体の年間農業所得は、主たる従事者 2 人（主たる従事者 1 人当たり 400 万円）を想定して示している。	概ね 1,800 時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	
概ね 250 万円	
地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	概ね 2,000 時間

出典 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 29 年 2 月）

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町における農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的、計画的に進めるためには、ほ場整備された優良農地を中心に地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農業経営と新規就農の支援

女性を含めた新規就農者、既存農家の後継者の育成に努めるとともに、新たな特産物の開発支援やぶどうなどの既存特産物の6次産業化を支援する。

また、規模拡大やIoTなどの新技術導入支援に関する情報提供を行う。

(2) 農地中間管理事業

農地中間管理事業を促進するため、情報提供に努めるとともに、農家の意向を踏まえ農地中間管理事業の活用に努める。

(3) 担い手の育成

農業委員会、農業協同組合、農業改良普及課等が充分な相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として「東浦町担い手育成総合支援協議会」を中心に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者または生産組織等に対して、経営診断の実施及び先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行い、必要に応じて法人化を促す。

また、人・農地プランの見直しへの参加を促し、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業や将来の方向について選択・判断を行えるよう誘導する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業収益を上げるために農業施設の整備は不可欠ではあるが、設備投資には多額の資金が必要であるため、なかなか整備が進まないのが現状である。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本地域への新規就農者は、学校卒業直後に就農する者その他、他産業に従事してか

ら就農する意向の者がいる。このため、新規就農者の確保に当たっては、農業協同組合、農業改良普及課と連携協力して農家の子弟の意向把握に努め、農業大学校への進学の誘導や技術習得の場の斡旋に努める。

また、農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各自の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

なお、隣接する大府市のげんきの郷では、農業協同組合が「あぐりカレッジあすなろ舎」を開設し農業講座を実施するなど農業に関心のある都市住民に各種情報を提供しているため引き続き積極的な利用を図る。

2 農業を担うべき者のための支援の活動

農業委員会、農業協同組合、農政課、農業改良普及課で組織する担い手育成総合支援協議会を中心に、農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等を行う。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は、都市近郊に位置することから、町外での就業機会には恵まれているが、町内での就業機会が不足しているため、周辺環境との調和を図り計画的に就業機会の確保に努める。

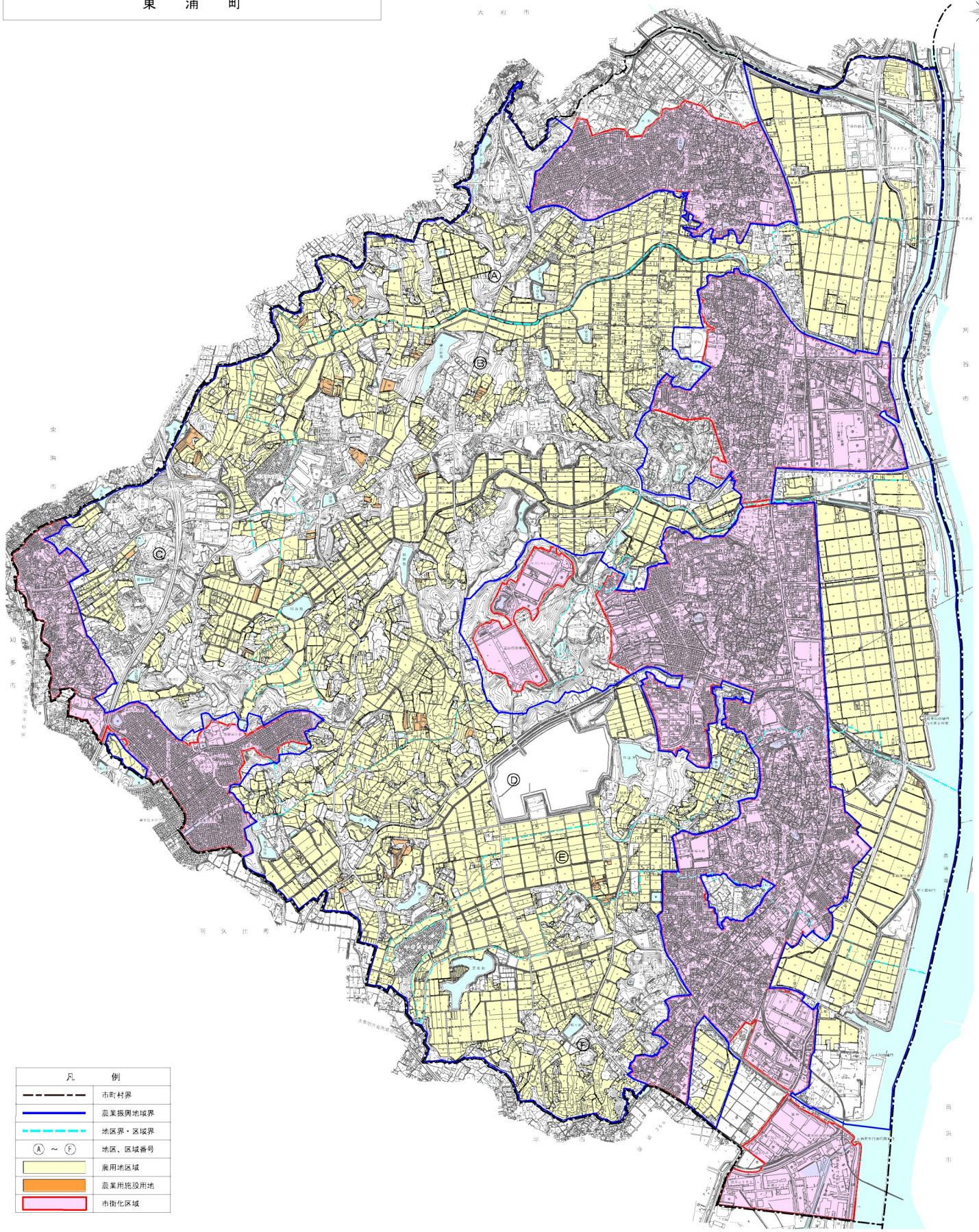
第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

集落の健全な発展を期するには、生産環境の整備とともに生活環境の整備を図ることが重要である。生活環境の整備については、農業サイドのみならず集落全体の合意のもとに調和のとれたまちづくりを進める必要がある。そのため、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性等それぞれの分野における具体的な方策の実施を通して総合的な環境整備を図る。

整備計画書 付図1号 土地利用計画図

東 浦 町



東
浦
町

1:10,000

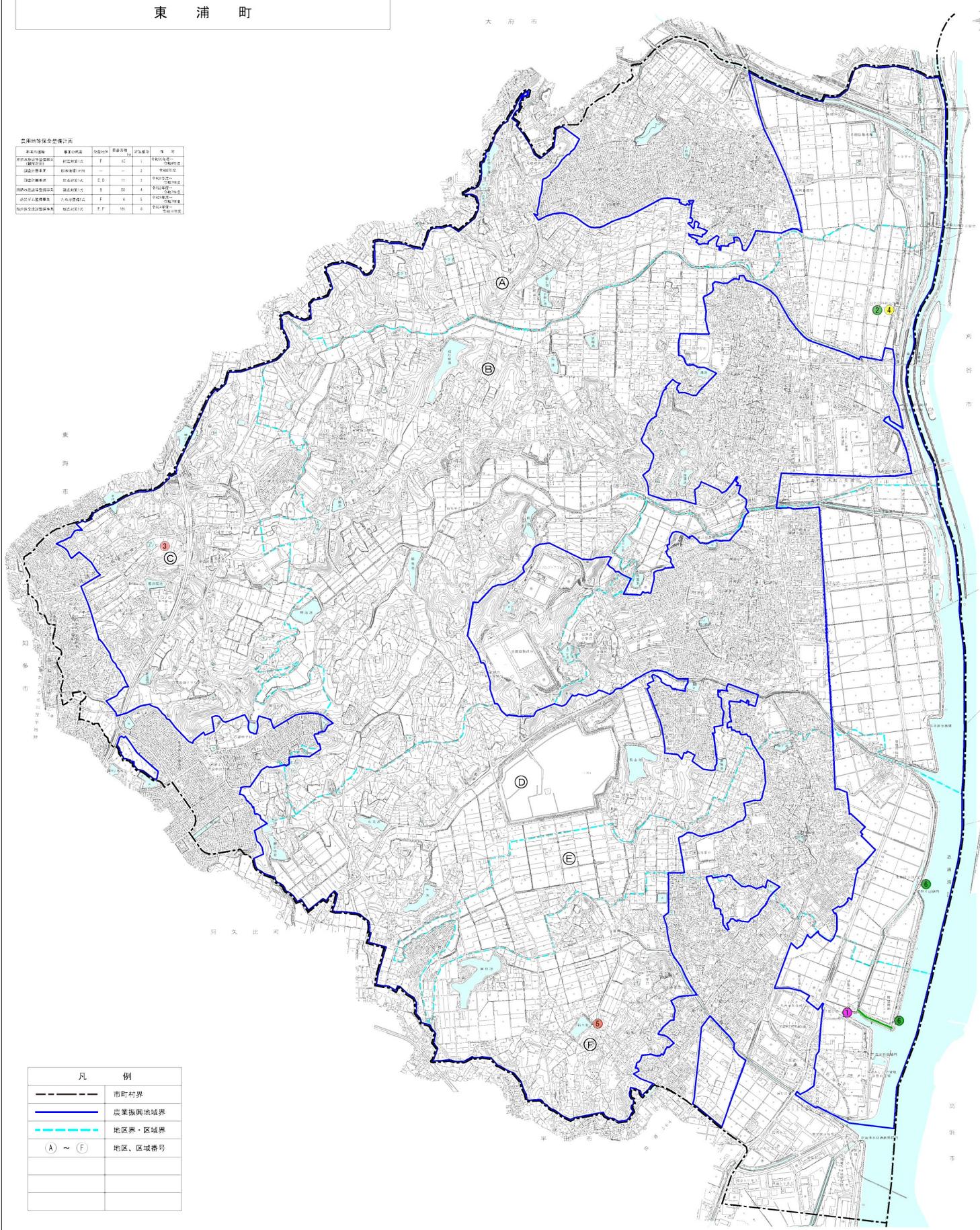
整備計画書 付図3号 農用地等保全整備計画図

東浦町

大府市



整備計画地	整備区域名	整備区分	整備目標	対象図面	備考
整備区域第1区	F	15	1 令和元年農地整理実施	1	
整備区域第2区	—	—	2 地域整備実施	2	
整備区域第3区	C,D	11	3 中核地区	3	
整備区域第4区	B	20	4 令和元年農地整理実施	4	
整備区域第5区	F	6	5 令和元年農地整理実施	5	
整備区域第6区	E,F	10	6 令和元年農地整理実施	6	



凡 例	
—	市町村界
—	農業振興地域界
—	地区界・区域界
(A) ~ (F)	地区、区域番号

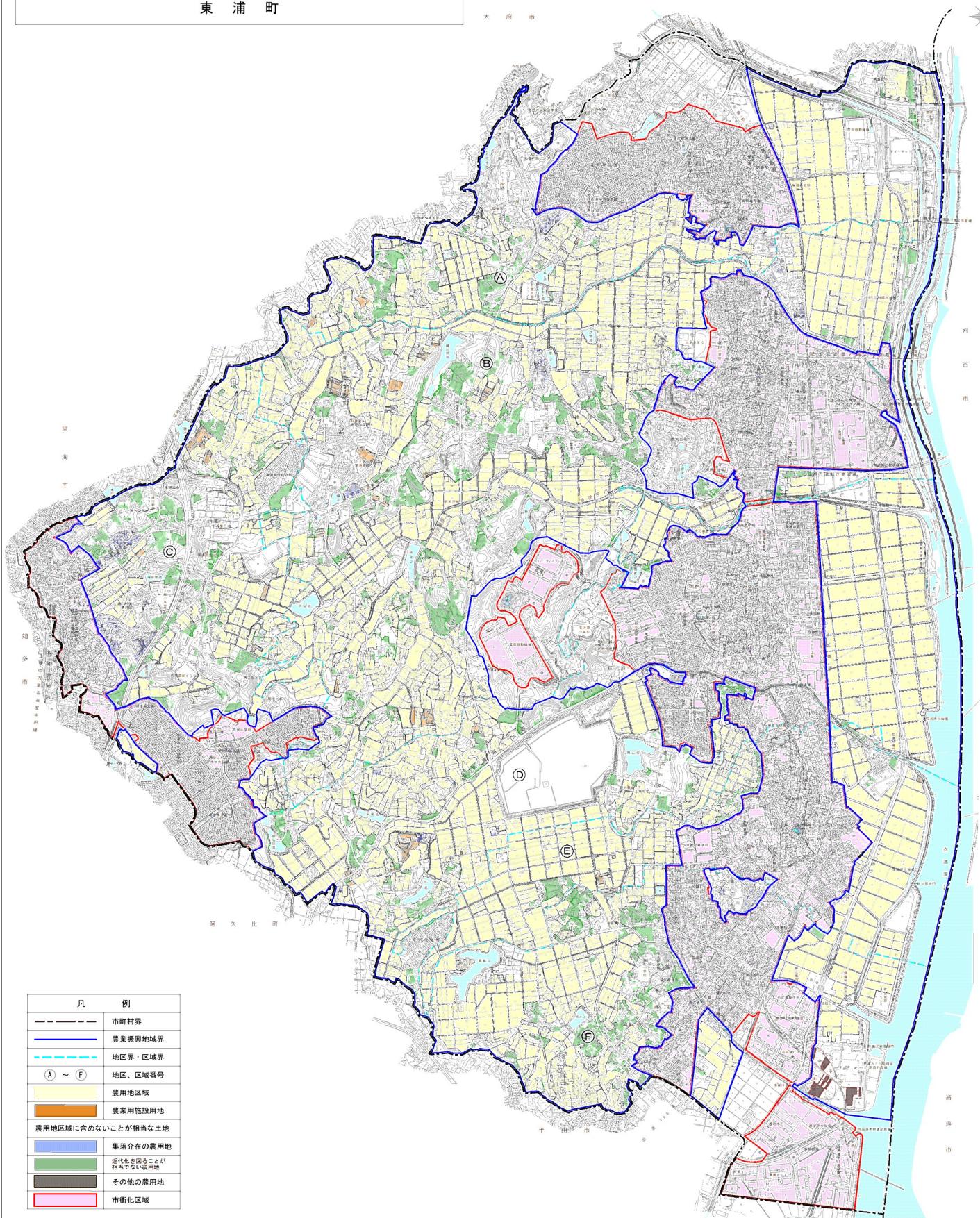
東浦町

1:10,000

整備計画書 付図7号 農用地区域に含めないことが相当な土地の図面

東浦町

大府市



東
浦
町